

# 国民健康保険の手続きはお早めに！

問い合わせ  
市民課国保係 ☎内線3134  
白沢町総務課市民生活係 ☎内線32  
利根町総務課市民生活係 ☎内線41

就職や退職などで、国民健康保険(国保)から他の医療保険(健康保険、共済組合など)へ、また、他の医療保険から国保へ変わる場合には、国保への届け出が必要で、保険証を確認し、14日以内に手続きをしてください。

## 届け出が遅れると

国保税は、職場の医療保険から抜けた日(国保へ加入した日)から納めなければなりませんので、届け出が遅れると、一度に多額の国保税を納めることになります。

保険証がない間の医療費は、いったん全額自己負担となりますが、申請すれば保険給付が受けられます。

また、職場の医療保険に加入しているのに国保の保険証で受診してしまうと、その医療費の国保負担分は後で国保に返すこととなります。



## 学生用の保険証

本市以外に住所を定める学生のために、学生用の保険証を交付します。該当する人は、申請してください。

すでに学生用の保険証を持っている人も、毎年4月に更新が

必要になりますので、手続きをしてください。また、学生でなくなった場合は、速やかに届け出をしてください。

## 6月までは仮算定

4月から6月(1期〜3期)までの国保税は、前年度の課税額を参考に算定しています。7月に年税額を計算し、6月までの税額を差し引いた残りを7月から翌年3月(4期〜12期)までに納付していただきます。

## 退職者医療制度

65歳未満で国保に加入し、厚生年金や共済年金の受給権を持ち、加入期間が通算20年以上または40歳以降に10年以上の人は、「退職者医療制度」の対象となります。

該当する人は、年金証書を受け取った後、14日以内に手続きをしてください。

## こんなときは必ず14日以内に届け出を

	届け出が必要なとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなったとき	印鑑、社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	外国人住民で住民票が作成されたとき(在留期間が3カ月を超えるなど)	印鑑、特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
	他の市町村に転出するとき	印鑑、世帯全員の保険証
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になったとき	印鑑、国民健康保険証加入した職場の保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなったとき	印鑑、特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、保険証、年金証書
その他	住所、世帯主、氏名などを変更したとき	印鑑、世帯全員の保険証
	修学のため別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したり破損したりしたとき	印鑑、身分を証明するもの、破損した保険証

※上記手続きには年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください  
※外国人住民は、住民票が作成されていない人でも国保に加入する場合があります

# 後期高齢者医療制度のご案内



問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3132

## 被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(水)までです。8月から使用する被保険者証は、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前月までに郵送します。

## 一部負担金

被保険者証には、自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の窓口必ず提示してください。

## 高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額医療の該当になったときは、県後期高齢者

医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して、市民課国保係へ提出してください。

## 高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの両方の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。

市民税課税世帯の人は、病院の窓口で保険証を提示することで、自己負担限度額までの負担となります。市民税非課税世帯

の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを病院の窓口で提示すると、自己負担限度額・標準負担額までとなります。

## 4月から仮徴収を開始します

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は、平成24年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。本算定(8月)で、平成25年度の保険料額が確定した後に、仮徴収で納めた額の残りをその後の納期で納付していただきます。

## 保険料は納期内に納めましょう

保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されたり、金額や滞納期間によっては、延滞金も加算されます。滞納したままにせず、ご相談ください。

## 年金の窓口からお知らせ



保険料を納め忘れた人への電話や訪問をする業者が変更になりました

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、電話や文書、戸別訪問による納付や免除などの申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

平成25年2月から、日本年金機構で委託先が(株)オリエンティポレーションから(株)アイヴィットへ変更となりましたのでお知らせします。

## (株)アイヴィットでは、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで支払いしていただくよう案内しています。

このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。また、戸別訪問する場合、顔写真入りの納付督促員書(身分証)を提示の上、日本年金機構が発行

した納付書を持っている人限り、保険料をお預かりしていただきます。納付書を持っていない人から保険料をお預かりすることはありません。

## 公的年金は世代と世代の支え合いです

公的年金は、年を取ったときや病気やけがで障害が残るなど万が一のために、みんなが加入して保険料を出し合うことにより、経済的に支え合う制度です。また、働く世代が納める保険料が高齢者の生活を支える「世代と世代の支え合い」の仕組みで成り立っています。

公的年金は、少子高齢化の進行や予測できない経済の変動にも対応できるので、将来にわたって同じ価値の年金を受けることができます。

皆さんも、自分や家族の将来を考え、公的年金がどんなに大切なものか、今一度考えてみませんか。公的年金制度に未加入の人はきちんと加入し、保険料の未納がある人は忘れずに納めましょう。

## 問い合わせ

渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-1607